



基になる情報

令和7年12月号

定期的に、大町労働基準監督署から旬の情報をお届けします。

大町労働基準監督署

◎：総合労働相談コーナーからのお知らせ …… 使用者の債務不履行責任が問われた裁判例

使用者の民法715条に基づく損害賠償責任が肯定されたもの（電通事件 H12年3月24日判決）

（事案の内容）長時間にわたる残業を恒常的に伴う業務に従事していた労働者Aがうつ病に罹患し自殺した。Aは、平成2年4月1日、大手広告代理店Y社に就職し、ラジオ局ラジオ推進部に配属され勤務していたが、平成3年8月27日、自宅において自殺した。本件は、Aの両親(X)が、Aは、Y社から長時間労働を強いられたためにうつ病に陥り、その結果自殺に追い込まれたとして、Y社に対し、安全配慮義務違反または不法行為による損害賠償を求めた事案である。

（判決の要旨）使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積することがないよう注意する義務を負っている。

労働者Aが従事した業務の内容は、主に関係者との連絡、打ち合わせ等と企画書や資料等の起案、作成だったが、所定労働時間内は連絡、打ち合わせ等の業務で占められ、所定労働時間経過後にしか起案等を開始することができず、そのために長時間にわたる残業を行うことが常況となっていた。

平成3年3月ころには上司B,CはAの健康状態が悪化していたことに気づいていたが、期限までの業務遂行を優先させた結果、遅くとも同年8月頃にはうつ病に罹患しAは衝動的、突発的に自殺するに至った。労働者Aの上司であるB及びCには、Aが恒常的に著しく長時間にわたり業務していること及びその健康状態が悪化していることを認識しながら、その負担を軽減させるための措置を探らなかったことにつき過失があるとして、Y社の民法715条に基づく損害賠償責任が認められたものである。

◎：監督署からのお願い

日頃より労働基準行政について、ご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、大町労働基準監督署では、皆様にとって大切な個人情報を様々な形でお預かりしていますが、現在はこの個人情報のお取り扱いがとても重要な時代です。

つきましては、大町労働基準監督署に関係書類を送付していただく際は、以下の対応をいただきますようお願いいたします。

☆書類を送付していただく際は必ず送付表を同封してください。

- ①送付表は任意の様式で構いませんが、送付元である事業場又は団体等の名称、所在地、電話番号、ご担当者名をご記載ください。
- ②送付していただく書類の種類、当該書類に記載されている事業場の名称(労災請求の場合は請求人の氏名)、所在地、書類の枚数をご記載ください。

労働基準監督署からの書類の誤送付防止、個人情報漏えい防止が理由になります。送付表を同封していただけない場合は、返送先が確認できないことから、書類に記載された事業場又は団体等あてに返送させていただく場合がございます。

みなさまの個人情報をこれからも大切にお取り扱いさせていただくために、何卒ご理解・ご協力をお願いします。

◎：安衛係からのお知らせ

運送業で労働災害増加中！昨年同時期の2倍以上！

～荷台等からの墜落・転落災害に特に注意！～

令和7年9月末現在、大町労働基準監督署管内における運輸貨物業の休業4日以上の死傷者数（以下、死傷者数）は15人となっています。昨年同時期の死傷者数が7人でしたので、昨年同時期と比較して2倍以上増加している状況です。

事故の型は右のグラフのとおりですが、昨年同時期と比較し、転倒災害や墜落・転落災害等が増加しています。

特に、墜落・転落災害の死傷者数は昨年同時期から5倍の5人となっており、そのうち3人が荷台からの墜落・転落となっています。道路貨物運送業では、荷台からの墜落・転落に特に注意しましょう。

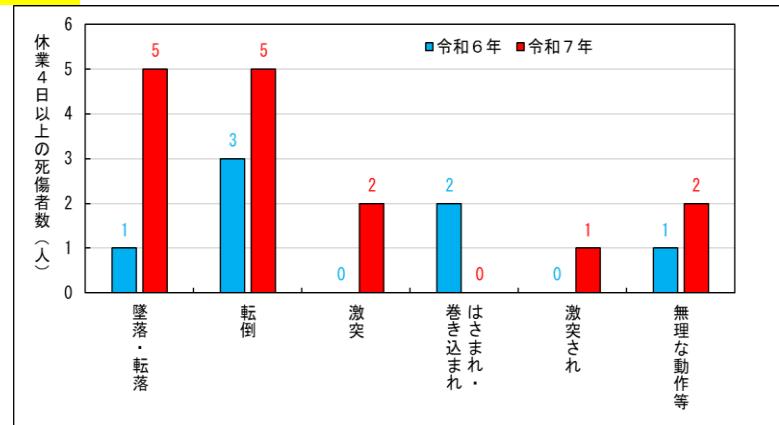


図1 大町労働基準監督署管内の運輸貨物業の労働災害発生状況（9月末時点）

そこで、今月号では、荷台からの墜落・転落災害防止の主なポイントを以下に紹介します。

- ・荷締め、ラッピング等は、荷や荷台上で行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする。
 - ・墜落時保護用の保護帽を着用する。
 - ・荷や荷台の上での作業は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしない。
 - ・荷台への昇降は、昇降設備を使用する。
 - ・荷や荷台への昇降は、三点確保※とする。
- （※手足の4点のうち、どれか1点を動かすときは、必ず残り3点を確保するもの。）

さらに、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、トラックの荷台上での作業のほか、荷台昇降時の墜落・転落災害防止のための安全対策を徹底しましょう。

また、長野労働局全体で道路貨物運送業の災害が増加していることから、長野労働局において災害防止のリーフレットを作成しておりますので、参考にしてください。➡

墜落・転落災害は死亡災害に繋がりかねないので、道路貨物運送業に限らず、どの業種におかれましても、今一度安全対策の徹底をお願いします。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインリーフレット



道路貨物運送事業の皆様へ

労働災害が多発しています！
安全確認・安全作業の再確認をお願いします！

令和7年9月度（速報値）における道路貨物運送事業における休業4日以上の死傷者は、164人と令和3年9月度の前時期に比べ、最も多くなっています。中でも、トラックの荷台等からの墜落・転落災害・交通事故等における転落災害が多く発生しており、また、経験年数3年未満の労働者が約40%を占めています。これら年末年始及び年度末を避けるにあたり、裏面の事項について改めて確認の上、取組を強化し、労働災害防止対策を徹底していただくようお願いします。

1. 長野県内における道路貨物運送事業における死傷者の動向
（令和3年9月度～令和7年9月度）

2. 長野県内における道路貨物運送事業の事故別死傷者発生状況

3. 長野県内における道路貨物運送事業の経験年数別死傷者発生状況

（令和3年未満が65人、39.6%）と一番多くを占める一方、10年以上のベテランも48人（19.2%）が被災しています。

（QRコード）